

NPO法人に対する県税の優遇措置について

岐阜県総務部税務課

当県では、「特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例」を制定し、NPO法人に対する県税の優遇措置を設けています。

なお、この優遇措置は申請をしなければ受けることができませんので、手続きの方法等詳細につきましては、下部に記載する最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

優遇措置の内容について

○県民税均等割の課税免除

法人税法上の収益事業を行わないNPO法人に対しては、県民税の均等割を免除します。

また、法人税法上の収益事業を行うNPO法人であっても、その設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を免除します。

○不動産取得税の課税免除

NPO法人が、その設立の日から3年以内に専ら定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産を無償で譲り受けたときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除します。

認定NPO法人（一定の基準を満たすNPO法人）への寄附者については別途優遇措置（個人県民税の寄附金税額控除等）があります。

事務所名	所在地		電話番号(代表)
岐阜県税事務所	岐阜市藪田南5丁目14-53	OKBふれあい会館内	(058)214-6874
西濃県税事務所	大垣市江崎町422-3	西濃総合庁舎内	(0584)73-1111
中濃県税事務所	美濃市生櫛1612-2	中濃総合庁舎内	(0575)33-4011
東濃県税事務所	多治見市上野町5-68-1	東濃西部総合庁舎内	(0572)23-1111
飛騨県税事務所	高山市上岡本町7-468	飛騨総合庁舎内	(0577)33-1111
岐阜県庁税務課	岐阜市藪田南2-1-1	岐阜県庁内	(058)272-1111